

SDK ソフトウェア使用許諾契約書

第1条 (使用許諾)

1. 本使用許諾契約書(以下「本契約書」とします)は、株式会社ブイキューブ(以下「VC」とします)の著作物たる SDK ソフトウェア(SDK、API 仕様書、サンプルプログラム・ソースコード等を含み、以下「本ソフトウェア」とします)に関し、ユーザと VC 間に成立する使用許諾契約についての法的拘束力を有する契約書です。ユーザは、本ソフトウェアの使用を開始した時点をもって、本契約書の内容に同意したものとします。
2. VC は、ユーザに対し、VC の各種サービス(以下「VC サービス」とします)と連携するユーザのアプリケーション(以下「連携アプリケーション」とします)の開発・運用の目的に限り、本ソフトウェアを使用するための非独占的かつ譲渡不能の使用権を許諾します。
3. VC は、ユーザに対し、本ソフトウェアにかかるいかなる権利の譲渡又は移転等を行うものではなく、本契約書で定める範囲を超えての本ソフトウェアの使用を許諾するものではありません。
4. ユーザは、バックアップの目的のため必要最低限の範囲に限り、本ソフトウェアを複製することができます。但し、本ソフトウェアを複製する場合には、本ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示も同時に複製するものとします。

第2条 (制限事項)

ユーザは、以下の行為をしてはならないものとします。なお、ユーザが以下の行為を行った場合、VC は連携アプリケーションの VC サービスへのアクセスを予告なく中断又は中止することができ、ユーザが VC サービスを利用できなかったことに起因してユーザに直接生じた通常の損害以外の損害(業務の支障等の間接損害及び逸失利益を含みますがこれらに限定されません。)について、VC は一切の責任を負いません。

1. 本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル又はそれらを伴うリバースエンジニアリングをする行為。
2. 本契約書で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写、もしくは修正、追加等の改変する行為。
3. 本ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去する行為。
4. 本ソフトウェアを第三者に販売、使用許諾、譲渡、頒布、貸与又はリースする行為。
5. 本ソフトウェアを公序良俗に反する目的で利用する行為。
6. 連携アプリケーションの開発にあたり、第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害する恐れのある行為。前述にも関わらず、第三者との間で当該第三者の権利又は利益を侵害し又は侵害する恐れがあるとして紛争等が生じた場合は、ユーザ自身の責任及び負担においてこれを解決するものとして、VC に一切の迷惑をかけるものとします。
7. VC サービス及び本ソフトウェアの品質、性能若しくは機能の測定、その他のベンチマーク、競合する製品若しくはサービスを開発する目的、又は VC サービスの特徴、機能若しくはグラフィックスを模倣又は複製する目的で、本ソフトウェアを使用する行為。
8. 他のユーザによる VC サービスの利用を妨害する可能性がある方法、又は VC サービスに損害を与え、これを使用不能にし、これに過度な負荷を与え、若しくはこれを害する方法で、VC サービスにアクセスする行為。

第3条 (知的財産権)

1. 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、VC に帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法その他関連して適用される法律等により保護されます。

2. VC は、連携アプリケーションに関し、知的財産権を含むいかなる権利も、ユーザから取得しません。

第4条 (免責)

1. VC は、ユーザに対し、VC サービス及び本ソフトウェアについての一切の動作保証、使用目的・機器等への適合性の保証、並びに使用結果に関わる的確性や信頼性の保証をせず、かつ、いかなる内容の瑕疵担保責任も負いません。
2. VC は、ユーザへの事前の通知又は同意なく、VC サービス及び本ソフトウェアの仕様又は内容の変更及び修正、並びに配布方法の変更等を行うことができるものとします。
3. VC は、VC サービス及び本ソフトウェアの動作又は機能面における不具合が随時修正されることを保証しません。
4. VC は、ユーザが本ソフトウェアを使用することによってユーザに発生した間接的、偶発的又は結果的損害、データ・プログラムその他の無体財産に関する損害、使用利益、及び得べき利益の喪失等に対して一切責任を負いません。
5. 本ソフトウェア以外に VC からユーザに提供した本ソフトウェアに関する各種資料についても、本条が適用されるものとします。

第5条 (一般条項)

1. VC は、ユーザが本契約書のいずれかの条項に違反したときは、ユーザに対し何ら通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができ、ユーザによって被った損害をユーザに請求することができます。
2. ユーザは、本ソフトウェアの使用を中止することにより本契約を終了することができます。
3. ユーザは、本契約が終了したときは、本ソフトウェア、本契約に関連して提供された各種資料及びそれら全ての複製物を直ちに破棄するものとします。
4. 本契約書は、日本国法に準拠するものとし、本契約書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
5. ユーザは、本ソフトウェアの使用にあたって、必要な場合は、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出入関連法及び規制等(これらについては、日本国法及び諸外国法に基づく法令等の全てを含みます。)を遵守し、かつ、それらに基づいて要求される全ての許可、認可及び承認(同じく、日本国法その他一切の法令等に基づくものを含みます。)を自己の責任において取得するものとします。また、ユーザは、本項の規定に違反した結果、生じるいかなる問題についても、ユーザ自身の責任においてこれを解決するものとします。
6. ユーザは、本契約書上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に移転することはできません。
7. 本契約書の第2条乃至第5条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。
8. VC は、ユーザの了承を得ることなく本契約書を随時変更することがあり、改定後の本契約書を速やかに VC の Web サイトに掲載します。
9. 本契約書の改定後にユーザが本ソフトウェアを利用した場合は、本契約書の改定に同意したものとみなされます。

以上

改定履歴

2016年11月16日 制定